

第4回下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 平成30年度 下野市国民健康保険運営協議会
日 時 平成31年2月8日(金) 午後1時30分から2時48分まで
会 場 下野市役所 3階 304会議室
出席者 加藤尚徳委員、木村保弘委員、浦谷和哉委員、伊藤恵美子委員、
須崎よしえ委員、高橋康子委員、内藤文明委員、赤羽根久至委員、
鈴木玉枝委員、磯辺香代委員、吉永希代子委員、井上永子委員、
前田洋子委員、田口正美委員
【欠席委員】 荒井博義委員、高橋芳市委員、桜井裕委員、増淵浩委員
市側出席者 上野和憲市民生活部長
(事務局)木村一枝市民課長、野口範雄税務課長、仙頭明久課長補佐、
飯野信幸主幹、諏訪哲也主幹、横島隆玄主事、青木諒二郎主事
公開・非公開の別(公開 ・ 一部公開 ・ 非公開)
傍聴者 0人
報道機関 0人
議事録(概要)作成年月日 平成31年2月26日

【協議事項等】

- 1 開 会<木村一枝市民課長>
- 2 あいさつ
- 3 議題
 - (1)平成31年度下野市国民健康保険特別会計当初予算(案)について
 - (2)下野市国民健康保険税条例の一部改正(案)について
 - (3)【検討課題】特定健康診査実施率向上に向けた取り組みについて
- 4 その他
 - (1)平成31年度国民健康保険運営協議会スケジュール(案)について

<午後1時30分開会>

【市民課長】定刻ですので、只今から平成30年度第4回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

なお、本日の会議ですが、保険医又は保険薬剤師代表の荒井委員、公益代表の高橋委員、被用者保険等保険者代表の増淵委員並びに桜井委員の4名より事前に欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

【磯辺会長】本日はお忙しい中、第4回国民健康保険運営協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

早速議事に入らせていただきます。議事がスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

本日の出席につきましては、定数 18 名のところ 14 名です。これは規則第 11 条の規定による、会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、下野市国民健康保険規則第 14 条の規定により、本日の会議録署名委員に、被保険者代表の須崎委員と、保険医又は保険薬剤師代表の赤羽根委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

〈異議なし〉

異議なしと認め、本日の会議録署名委員には、被保険者代表の須崎委員と、保険医又は保険薬剤師代表の赤羽根委員をお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして進行させていただきます。

3. 議題 (1) 平成 31 年度下野市国民健康保険特別会計当初予算 (案) について、事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、平成 31 年度下野市国民健康保険特別会計予算 (案) について、説明いたします。「資料 1」をご覧ください。

31 年度の予算総額につきましては、55 億 435 万 5 千円で、前年度と比較して 1 億 3,765 万 8 千円増の予算となっております。

まず、歳入予算の主な内容について説明いたします。

1 款国民健康保険税 11 億 7,681 万 8 千円につきましては、前年度と比較して、6,900 万 7 千円の減となっております。減額の主な要因としましては、被保険者数の減少によるものです。

5 款県支出金につきましては、対前年比 1 億 855 万 5 千円増の 37 億 852 万 6 千円になります。増額の要因は「保険給付費」の増に伴う普通交付金の増額によるものです。

7 款繰入金につきましては、対前年比 9,842 万 6 千円増の 5 億 1,357 万 7 千円になります。増額の要因は、保険基盤安定繰入金の増による一般会計繰入金の増額と財政調整基金繰入金の増額によるものです。

続きまして、【歳出】 予算の主な内容について説明いたします。

2 款保険給付費につきましては、対前年比 6,482 万 1 千円増の 36 億 5,532 万 5 千円になります。増額の要因は、一人当たり医療費の増加によるものです。

3 款国民健康保険事業費納付金につきましては、対前年比 1 億 4,260 万 3 千円増の 16 億 8,319 万円になります。

こちらの増額の要因につきましても、医療費の増加によるものとなっております。

4 款保健事業費につきましては、対前年比 204 万 1 千円増の 8,232 万 7 千円になります。保険点数の変更に伴う特定健診単価の改正と、未受診者対策事業の拡大による事業費の増によるものです。

7 款諸支出金につきましては、対前年比 7,025 万 6 千円減の 649 万 8 千円になります。こちらは、31 年度より国庫負担金等償還金が県による精算となったため減額となっております。

以上で、平成 31 年度当初予算 (案) の説明を終わります。

【磯辺会長】 事務局の説明が終わりました。この件について、ご質問がありましたらお願いします。用語の説明を求めるのでも構いません。

【浦谷委員】 歳出の 4 款 1 項で特定健康診査等事業費を増加し、208 万円計上されています。

こちらは、説明の中では未受診者対策事業費ということでしたが、具体的にその内容はどのようなものでしょうか。

また、2 款の保険給付費、3 款の保険事業費納付金というのは、いずれも前年比で増加しています。2 款の保険給付費については、一人当たりの医療費の増ということで理解できるのですが、3 款、事業費納付金についての説明を詳しくいただきたいと思います。

【事務局】一つめの未受診者対策事業費について説明いたします。事業費は増加分の約 100 万円を見込んでおります。事業内容は健診未受診者のターゲットをさらに絞った受診勧奨を行う予定です。データヘルス計画等において 40、50 代の方々の受診率が低いという結果がでていることから、40、50 代を対象とした年代別の勧奨を行う予定です。

また、被保険者数が年々減少している状況において、受診率を伸ばすためには新規に国保に加入する方へのアプローチが必要となることから、31 年度は新規国保加入者を対象に健診の周知と受診に向けた資材を作成し、勧奨を行っていく予定です。

2 款、3 款につきましては、2 款の保険給付費は被保険者数が減ってきているので、医療費も減ってくるのではないかと思います。高齢者の方の割合が多くなるにつれ一人当たりの医療費が増加し、その結果、保険給付費も伸びており、県内でも同様の状況となっています。3 款の納付金はこの医療費が大いに関係しており、県が被保険者数と過去の医療費実績を基に医療費を推計し、医療費水準や所得水準を考慮しながら市町ごとに納付額を決定します。市町はこの決定した納付金を県に納付することになります。納付額は当該年度に急激な医療費の増加があったとしても変更はなく、追加して納付することはありません。

医療費の推計により納付額を算定していますので、県内全体の医療費が増加していることから、納付額も増加しているということになります。31 年度の納付額は、県内ほとんどの市町で前年に対し 10%ほど伸びています。

【磯辺会長】ありがとうございました。他にございませんか。歳入で基金繰入が 1 億 5,500 万円となっていますが、これによって基金残高はいくらになりますか。

【事務局】平成 30 年度当初予算も 7,700 万円繰り入れする予算を組んでいましたが、実績として繰り入れをすることはありませんでした。31 年度は 1 億 5,500 万円の繰り入れをする予定になりますが、同様なら残高は約 8 億 2,000 万円となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。他にございませんか。それでは、議題（1）平成 31 年度下野市国民健康保険特別会計当初予算（案）について、議案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

<異議なし>

【磯辺会長】異議なしと認め、議題（1）平成 31 年度下野市国民健康保険特別会計当初予算については、承認されました。

続きまして、議題（2）下野市国民健康保険税条例の一部改正（案）について、事務局の説明を求めます。

【事務局】下野市国民健康保険税条例の一部改正について、資料 2-1 と資料 2-2 をお出しください。まず資料 2-1 をご覧ください。

こちらは 3 月に開催されます議会に提案する議案となります。内容といたしましては、平成 31 年度下野市国民健康保険税の賦課限度額についてです。平成 30 年 3 月 31 日に改正となりました地方税法施行令に伴い、下野市国民健康保険運営協議会での検討結果に基づきまして改正

をするものです。

理由としましては、国民健康保険の安定的な運営のために、賦課限度額の引上げを行えるように条例改正を行うものです。

改正内容としましては、条例第2条第2項及び第23条につきまして改正となります。こちらは医療給付分の限度額を法定限度額へ引き上げるものとなります。下野市の現在の限度額は54万円です。改正後は58万円になります。

改正後の影響といたしましては、税収見込み890万円増を見込んでおります。

内訳につきましては、医療分の課税額が4万円増加する世帯が203世帯ということで、812万円の増加になります。また、1から39,999円増加する世帯が36世帯で、759,000円の増加になります。

全体としては、239世帯で8,879千円の増加になります。

続きまして、資料2-2をご覧ください。平成31年度税制改正における国民健康保険税関連事項につきまして、平成30年12月21日に閣議決定された内容です。

1点目は法定限度額を58万円から61万円に引き上げるというものです。

2点目としましては、低所得者に係る保険税軽減の拡充ということで、軽減措置についてです。5割軽減の対象となる世帯の被保険者に乗すべき金額を、現在の27万5千円から28万円に、2割軽減の対象となる世帯の被保険者に乗すべき金額を50万円から51万円に引き上げるというものになっています。

下野市の対応としましては、課税限度額の引上げにつきましては、運営協議会の協議を重ねて検討していくこととなります。

低所得者に係る軽減範囲の拡充につきましては、平成31年度から実施することを考えています。所得が一定以下の世帯にかかる均等割額と平等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することにより、低所得者の負担を軽減するものとなっております。

5割軽減の世帯は、改正前は115万5千円までが対象となっていました。改正後は1万5千円拡充されることとなります。2割軽減の世帯につきましても、183万円までの世帯が対象でしたが、そこから3万円の拡充をして、186万円までの世帯が軽減対象となってきます。

改正後の世帯の推移ですが、増減額の合計は、約94万5千円増えることとなり、5割、2割軽減の世帯数は併せて39世帯増加の見込みとなっております。

施行期日は平成31年4月1日となり、地方税法の改正の成立後に、国保税条例の改正の専決処分ということで対応させていただければと考えております。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました、この件につきましてご質問のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

それでは、議題(2)下野市国民健康保険税条例の一部改正(案)について、議案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

<異議なし>

【磯辺会長】異議なしと認め、議題(2)下野市国民健康保険税条例の一部改正(案)については、承認されました。

続きまして、議題(3)【検討課題】特定健康診査実施率向上に向けた取り組みについて、事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、私からは今年度皆様にもご意見をいただきながら取り組んでまいりまし

た、特定健診の受診率向上事業についてご説明いたします。

今年度は、特定健診受診率向上事業に加えて、窓口での勧奨や産業祭での PR を行ったため、昨年よりも受診者数が伸びていると見込んでいます。

また、平成 28 年度からの社会保険適用拡大や、団塊の世代の後期高齢者への移行などにより、特定健診受診対象者は減少しているため、受診率も伸びるのではないかと見込みです。

来年度に向けては、今年度の運営協議会内でも意見をいただきました点を取り入れまして、受診率を更に向上させていこうと考えております。具体的には次の 4 点です。

まず 1 点目は、受診券のデザインの変更です。券面の文言を修正し、一般的に浸透していない特定健診という名称ではなく、健診という文字を大きくし目立たせました。

2 点目は長年課題となっている受診率の低い若い世代へのアプローチです。40、50 歳代の働き盛りの方々へ向けた独自のメッセージで勧奨を行います。具体的な案はまだ出来上がっていませんので、次年度の実施に向けて鋭意進めてまいります。

3 点目は、新規国保加入者へのアプローチです。こちらは、対面での勧奨として、窓口にて案内のできる勧奨資材です。今年度も行っていたものですが、引き続き行っていきます。新規加入者についてはその年度の特定健診受診者に積算されませんが、次年度に向けての種まきということで、力を入れていった方がいいと考えています。

4 点目は、受診初心者向けのスタートアップガイドのようなものです。前回の運営協議会で吉永委員から意見のありましたように、初めての方はもちろん、受けたことのない人も受診の方法がわからないという方がいらっしゃいます。

今までのチラシは注意点や伝えたいことを盛り込んだもので、どれが重要なのかと言われれば全部重要ですというものでしたが、要するにこれだけ伝われば良いというものを作成します。

これによって、どうやって健診を受けたらいいのかを簡潔にアピールできるものとなります。こちらはイメージを作成しました。かなり簡素なつくりとなっていますので、指摘する点はかなりあると考えています。実際に受ける皆様のご意見も参考にしたいので、ここはぜひ入れた方がいいというものがあれば教えていただきたいと思います。

運営協議会での意見を踏まえた次年度への取り組みは以上となります。

【磯辺会長】一旦、特定健診の受診方法の周知についてご意見をいただきたいと思います。ご質問等ございましたらお願いします。スタートアップガイドはいつ被保険者に渡すことを想定していますか。

【事務局】今年初めて受けたいと言われた方、もしくは新規加入者へ渡すことを想定していますので、タイミングとしてはそれを受けてということです。

【磯辺会長】市民から相談があったときということですか。

【事務局】そうです。

【磯辺会長】どちらの方法でも受けられますよ、というのはその時に教えてあげることですね。

【事務局】個別と集団の違いについてのフローチャートも作成を考えていますが、今回に関しては受診方法を決めている人向けのものを作成しております。

【磯辺会長】受診券からがん検診という文言は無くなっていますが、健康増進課はそれで了承してくれましたか。

【事務局】がん検診というと、こちらもまた特定健診と入れなければならなくなりますので、

今回はまとめて健診ということでした承を得ています。

【磯辺会長】ありがとうございます。他にございませんか。

【浦谷委員】最初に健診受診券が届くのですよね。それは特定健診とがん検診を含めて届くということですね。その中に、対象の健診が印字されて届くということでしょうか。

【磯辺会長】事務局、中面の四角に何が入るのか説明をお願いします。

【事務局】年齢に応じて受けられる健診が記載されてきます。特定健診の方であれば特定健診、後期高齢者の方であれば後期高齢者健診、40歳未満の方であればヤング健診となってきます。

がん検診に関しても受けられるものが個人個人違うので、受けることが可能なものが記載されて届くということとなります。

【吉永委員】健診受診券が届いたときに表からでは何を受けられるかわからなくなりましたが、全部含めて受診が可能だということですね。

【事務局】健診と書いてあって中面を開けていただければ、自分の受けられる健診はこういうものがあるのだとわかりますので、このデザインとしました。

【磯辺会長】他にございませんか。

【浦谷委員】今までインターネットでの受付というものはやっていたのでしょうか。

【事務局】今年度は実施をしていて、おそらく平成27年度から導入されていたと思います。

こちらは普及をさせていきたいものとなりますので、中面のIDとパスワードを使用してインターネットから受診予約を取っていただくことが可能となっております。

【浦谷委員】わかりました。

【加藤委員】、身長、体重、血圧などの受診項目についてどこにも出ていないので、何が受けられるのか行ってみないとわからない。私としましては、今流行りの認知症予防とか、視力検査など健診項目を充実させていただきたいという要望です。

【磯辺会長】今後のご要望ということでしょうか。

【加藤委員】あと一つ、胃がん検診のバリウム検査を経て、再検査となれば個別の医療機関で胃カメラを飲みますが、最初から集団健診で胃カメラを導入できないかも要望します。

【磯辺会長】バリウム検査を止めてみなさん胃カメラを受けることが出来ないかという要望です。事務局はこれに関して何か見解はありますか。

【事務局】これらの件につきましては健康増進課を事務局として、小山地区医師会と医療懇談会を行っております。その中で胃カメラの話も出てきているところですので、お伝えできるものがあればお伝えしていきたいと思います。

【磯辺会長】他にございませんか。

【浦谷委員】「特定健診」をあえて削除して、健診受診券としたということは、がん検診と特定健診を合体させるということでしょうか。特定健診は元々厚生労働省が推奨していたもので、がん検診はそういう経緯のものではありません。それを考えると一緒くたにするとややこしくなるというか。広報等にも健診と一口に言ってもヤング健診や特定健診、後期高齢者健診と別れているのですから馴染むのかどうか。その辺についてはどうお考えか伺いたい。

【事務局】以前、お話させていただきましたが、受診券はがん検診と特定健診や後期の健診とそれぞれ分かれていました。皆様の利便性を考えて、現在は一体化しております。委員の先生からも一体化になって良かったという声もいただいております。

文言を統一したことにより混乱が生じるのではといったご意見ですが、事務局としましても

今回初めての試みであり、こういった反応があるのかは予想がつきません。

今回は受診率を向上させるためのひとつの手段として、試験的に行いたいと思っております。これらについていろいろとご意見をいただくこともあるかと思いますが、実施による効果を検証していきたいと思っております。

【磯辺会長】他にございませんか。それでは、事務局の説明の続きをお願いします。

【事務局】さらに、事務局から提案があります。世の中にはサラリーマン川柳というものがあり、その年その年で話題になったことを盛り込んだとてもユニークな物で、おもわずクスッと笑ってしまうものがあります。

そこで、健康に関しての川柳を募集してみたらいかがでしょうかというものです。栃木県内では健診に特化したものではありませんが、高根沢町で元気川柳というものがあります。いくつか参考にネットから印刷しました。

もし実施するとなると、賞品の有無や表彰の方法、選考方法などを調製しなければならないので、すぐに出来るものというものではありませんが、その川柳から健康への関心を持っていただければと考えています。

ただ、健康診断に話題を絞るとユニークな発想が出来ないかもしれませんので、そこは問題かもしれません。もう少し広げるとなると市民課だけではなく、健康増進課、市全体の取り組みとなります。こちらにも意見をいただきたいと思っております。

私からは以上です。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。これについてご質問のある方はお願いいたします。

これについてはすぐに実行した方がいいという意見が出ませんでしたので、保留ということによろしいでしょうか。

最後に4. その他になります。平成31年度国民健康保険運営協議会スケジュール(案)について、事務局から説明を求めます。

【事務局】参考資料4をご覧ください。平成31年度の協議会のスケジュール(案)になります。今年度は「特定健診実施率向上に向けた取り組みについて」を検討課題とし協議を行ってまいりましたが、平成31年度は2020年度の下野市国民健康保険税の見直しについて検討いただく予定となっております。

納付金等の状況を踏まえながら、保険税の見直しを行っていただきます。全5回を予定しております。

【磯辺会長】ありがとうございました。他にございませんか。

【浦谷委員】この特定健診のパンフレットについて説明をお願いします。

【事務局】こちらのパンフレットにつきましては、昨年10月に実施した産業祭において、健診のPR時に配布したものです。購入したほとんどの部数を配布してしまいましたが、先日、購入した印刷業者よりパンフレットに誤植があり、訂正したものを新たに200部いただいたので、今回皆様にお配りいたしました。今後も、啓発に使用していきたいと考えております。

【磯辺会長】ありがとうございました。

それでは今年度を持ちまして、被保険者代表の木村委員が退任されますので、一言頂戴したいと思います。

【木村委員】この度後期高齢者へ仲間入りするということで、協議会委員の皆様、事務局の皆様、大変お世話になりました。皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。ありがとうございます。

いました。

【磯辺会長】 木村委員は後期高齢者へなられてもご活躍していただきたいと思います。

また、事務局を代表して市民生活部長からも一言頂戴したいと思います。

【市民生活部長】 皆さん一年間ご協議くださいましてありがとうございます。平成 30 年度の運営協議会は本日で終了となります。この一年間、国民健康保険の健全な運営のために皆さんの忌憚のないご意見をいただきながら、事務局としても成長しながらやらせていただいたのではと考えております。

木村委員さんは一年間と短い期間ですが、貴重な意見をいただけたのではないかと思います。他の皆様に関しては、後二年間任期がありますので、その間色々ご協議ご検討いただきながら、我々事務局も頑張っていきたいと考えております。

年々医療費が増加していってしまうのは、国民健康保険が制度として成立してからの課題ではないかと考えております。私も昭和 54 年に職についてから 6 年間国民健康保険に携わっていましたが、その頃にも年々上がる医療費については課題となっておりました。

医療費を抑えるにはやはり早期発見、早期治療、早い段階で病気を確定して治療を行っていくことが大事だと思います。40 年近くたって改めて県の方に財政主体が県に移管されたことにより、市がやることが見えてきたのではないかと私は考えています。

市民の皆様には特定健診を受けて、病気を早期に発見して、重くならないうちに治していきましょうと働きかけることがより大事になっていきます。

これからも努力をしてやっていこうと思っておりますが、もう一つの問題と思っておりますのは、医療自体が高度化してしまったことにより、医療の単価が上がってしまっているのではないかという問題です。

ただ、それによって直らなかつた病気が治るようになってきているということもありますので、そういった裏表のことも考えながら、皆様の忌憚のないご意見をこれからも頂戴できればと考えております。

私事なのですが、今年で私も定年を迎えますので、一年間という短い間でしたが、色々勉強させていただきましたことに感謝の意を込めましてあいさつと代えさせていただきます。ありがとうございました。

【磯辺会長】 ありがとうございます。

それでは、本日予定しました議事はすべて終了いたしました。以上をもちまして、協議会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

【委員各位】 異議なし

異議なしと認め、第 4 回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただき、また、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

<午後 2 時 48 分閉会>